会　社　標　本　調　査　に　つ　い　て

1　沿　　革

会社標本調査は、昭和26年分から始まり、以後毎年実施しており今回が第57回目に当たる。調査結果は、初回から「国税庁統計年報書」に掲載されてきている。更に、昭和38年分の調査からは調査結果に基づき「税務統計から見た法人企業の実態」として、法人企業の総数、資本金、営業収入金額等について、若干の解説を加えて公表している。

《調査対象事業年度の変更》

今回の調査から、調査対象事業年度を４～３月決算ベース（従来は２～１月決算ベース）に変更している。

なお、今回の調査は、調査対象事業年度の変更に伴い、この調査の継続性の確保及び平成19年度分（次回）の調査における前年対比計数を把握する目的として実施したものである。

（注）「４～３月決算ベース」・・・　その年の４月１日から翌年３月３１日までに終了した調査対象法人の各事業年度

「２～１月決算ベース」・・・　その年の２月１日から翌年１月３１日までに終了した調査対象法人の各事業年度

（参考）

調査対象事業年度の変更スケジュール

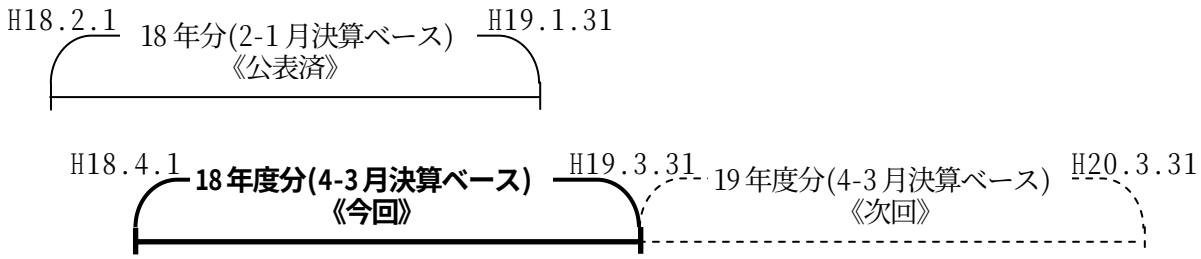

2　目　　的

この調査は、我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。

3　特　　色

この調査の特色は次のとおりである。

(1) 中小法人についても調査しており、いわゆる法人組織である企業の全体を網羅していること。

(2) 法人の決算額ではなく、税務署に提出された法人税の確定申告書等の計数に基づいていること。

4　調査の対象

(1) 調査対象法人

内国普通法人（休業及び清算中の法人、中間法人並びに特殊な法人を除く。）を調査対象としている。

(参考)

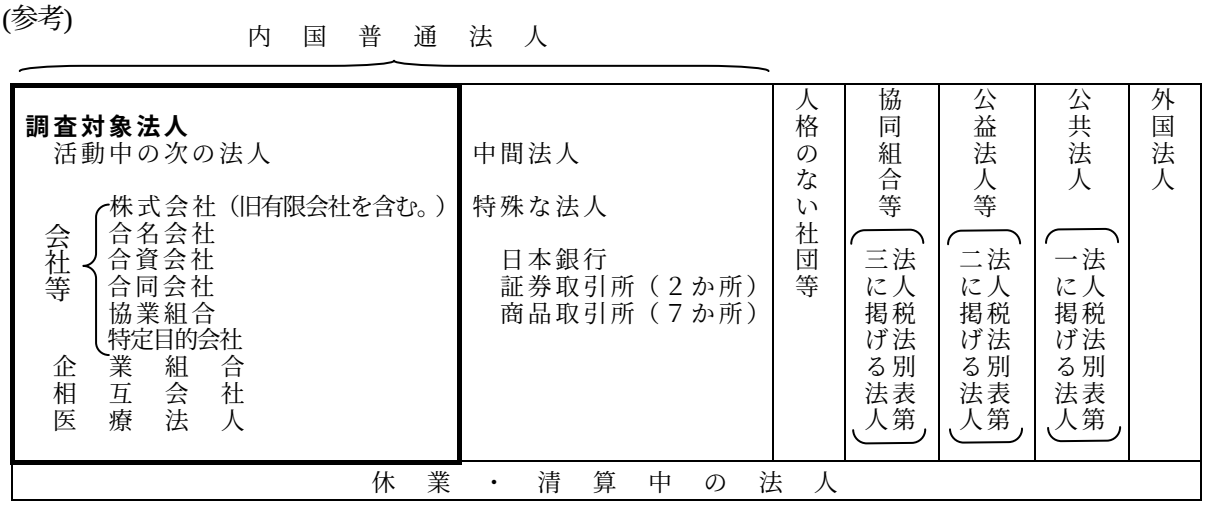

(2) 調査対象事業年度

平成18年４月１日から平成19年３月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が２回以上終了した法人にあってはその全事業年度）を対象として、平成19年７月31日現在でとりまとめている。

5　調査の方法

この調査は、調査対象法人について、資本金階級別・業種別等に一定の抽出率で標本法人を抽出し、税務署に提出された対象事業年度分の法人税の確定申告書等に基づいて調査したものである。

なお、調査票は、税務署及び国税局において作成後、国税庁にて集計した。

（参考）資本金階級別等の平均抽出率を計算すると、次のとおりである。

区分		平均抽出率
会社等	資本金　500万円未満	1.1 %
	〃　500万円以上　1,000万円未満	1.2 %
	〃　1,000万円以上　5,000万円未満	1.3 %
	〃　5,000万円以上　1億円未満	5.3 %
	〃　1億円以上　10億円未満	7.7 %
	〃　10億円以上	100.0 %
企業組合		39.8 %
相互会社		100.0 %
医療法人		3.0 %
全法人の平均		1.7 %

（注）１　全体の標本法人数は、49,235社である。

２　平均抽出率は、資本金階級別等の法人数に対する単純平均である。

３　連結法人は全数を抽出した。

6　用語の説明

(1)　年（度）分　調査対象期間をいう。

(2)　事業年度　法人の決算期間をいう。

(3)　資本金　事業年度末（調査対象期間中に２回以上事業年度末が到来した法人については、最終事業年度末）現在の払込済資本金額（資本積立金額は含まない。）又は出資金をいう。
　なお、相互会社については実態に即して、便宜的に資本金100億円の階級として集計している。

(4)　営業収入金額　営業及びこれに付随するものから生じた売上げ又は収入金額をいい、営業に直接関係のないもの（例えば、受取利息や資産の売却益、雑収入等）は含まない。

(5)　申告所得金額　法人が税務署に提出した法人税の確定申告書、連結確定申告書又は修正申告書に記載された所得金額又は連結所得金額をいう。
　なお、単に「所得」又は「所得金額」という場合、この「申告所得金額」のことをいう。

（注）所得金額は、法人税法等に基づくものであり、法人の公表決算書等に記載された当期損益額に、例えば、次のようなものを加減算したものをいう。

○加算
・減価償却の償却限度超過額
・各種引当金の繰入限度超過額
・損金に算入した法人税、都道府県民税、市町村民税（加算税、加算金、延滞税を含む。）
・交際費等、寄附金のうち損金不算入額

○減算
・減価償却の当期認容額
・納税充当金から支出した事業税等の金額
・受取配当等の益金不算入額
・繰越欠損金の当期控除額

(6)　算出税額　所得金額に所定の税率を乗じて算出した税額をいう。

(7)　法人税額　算出税額に課税留保金額に対する税額などを加算し、所得税額、外国税額などを控除した後のいわゆる納付すべき法人税額をいう。

(8)　役員賞与　法人が計上した役員賞与（税法上役員の賞与と認められるものを含む。）をいう。

（注）税制改正に伴い、平成18年４月１日以後開始する事業年度から、役員賞与は役員報酬と同様に役員給与とされ、損金不算入制度の改正が行われている。
　なお、今回の調査における役員賞与は、法人税の確定申告書（別表四）の記載に応じて、役員賞与の損金不算入額と記載されたものは役員賞与、役員給与の損金不算入額と記載されたものは、その他の社外流出として集計している。

(9)　その他の社外流出　益金処分の対象となる金額のうち、社内留保、支払配当及び法人税額を除いたもので、当期分の都道府県民税額及び市町村民税額等をいう。

(10) 留保金額（社内留保）　当期末の利益積立金額から期首の利益積立金額を控除した金額をいう。

(11) 益金処分に充てられた総額　社内留保に社外流出を加えたものをいう。

（参考）

<table>
<tr><td rowspan="2">所得金額</td><td rowspan="2">益金処分に充てられた総額</td><td rowspan="10">社外流出</td><td colspan="2">役員賞与</td><td rowspan="10">その他の社外流出</td></tr>
<tr><td colspan="2">支払配当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人税</td><td>法人税額</td></tr>
<tr><td>所得税額</td></tr>
<tr><td>外国税額</td></tr>
<tr><td colspan="2">交際費等の損金不算入額</td></tr>
<tr><td colspan="2">寄附金の損金不算入額</td></tr>
<tr><td colspan="2">地方税</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
（過大役員報酬
(役員給与の損金不算入額)
使途不明金
加算税　等）</td></tr>
<tr><td>・受取配当等の益金不算入額
・繰越欠損金の当期控除額
等</td><td></td><td colspan="3">社内留保</td></tr>
</table>

(12) 指定寄附金　国又は地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定して告示した寄附金をいう。

(13) 特定公益増進法人寄附金　公共法人、公益法人等のうち教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献に著しく寄与する法人への寄附金のうち、主たる目的である業務に関連する寄附金をいう。
（例）日本赤十字社、財団法人日本体育協会、独立行政法人

(14) 利益計上法人　所得金額が正（利益）である法人（年２回以上事業年度をもつ法人については、いずれかの事業年度の所得金額が正である法人）をいう。

(15) 欠損法人　所得金額が負（損失）又は０及び繰越欠損金を控除した結果、所得金額が０となった法人（年２回以上事業年度をもつ法人については、すべての事業年度が欠損となった法人）をいう。

(16) 連結親法人　法人税法第４条の２（連結納税義務者）の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。

(17) 連結子法人　連結親法人による完全支配関係（発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有される関係）がある内国法人をいう。

(18) 連結法人　連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

7　業種等の分類

会社等の業種は「日本標準産業分類」を基に17分類し、企業組合、相互会社及び医療法人を「その他の法人」として、合わせて18分類している。

業種名	産業分類
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業
鉱業	鉱業,採石業,砂利採取業
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	
繊維工業	繊維工業
化学工業	パルプ･紙･紙加工品製造業、化学工業、石油製品･石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業･土石製品製造業
鉄鋼金属工業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
機械工業	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品･デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業
食料品製造業	食料品製造業、飲料･たばこ・飼料製造業
出版印刷業	新聞業、出版業、印刷･同関連業
その他の製造業	上記以外の製造業
卸売業	各種商品卸売業、繊維･衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料,鉱物･金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
小売業	各種商品小売業、織物･衣服･身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
料理飲食旅館業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
金融保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業,商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業･管理業
運輸通信公益事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
サービス業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像･音声･文字情報制作業（新聞業、出版業を除く）、医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、その他の教育, 学習支援業、専門サービス業、学術･開発研究機関、洗濯･理容･美容･浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、技術サービス業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、その他のサービス業、分類不能の産業
その他の法人	企業組合、相互会社、医療法人